

豊川市地域公共交通総合連携計画パブリックコメント概要

案 件 名	豊川市地域公共交通総合連携計画(案)			
計画の趣旨・目的・背景等	<p>3度の合併より市域全体が広くなりましたが、市内を運行している市委託バス路線は、合併前の旧市町で運行していたバス路線をそのまま引き継いでいるため、市内各地域の結びつきがなく、そしてバスサービス水準の地域間格差が生じています。</p> <p>そのため、新市の一体化の醸成のため、そして、市民の日常生活における移動確保し、市民ニーズに対応した持続的かつ効率的な公共交通施策への見直しを図るために市域全体の公共交通のあり方を定める基本計画となる豊川市地域公共交通総合連携計画を策定します。</p>			
公表する資料	豊川市地域公共交通総合連携計画(案)			
資料の閲覧場所		閲覧場所	所在地	閲覧時間
		豊川市役所市民部地域安心課公共交通係	諏訪1丁目1番地	土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く日の午前8時30分～午後5時15分
		一宮総合支所	一宮町豊1番地	
		音羽支所	赤坂町松本250番地	
		御津支所	御津町西方日暮30番地	
		小坂井支所	小坂井町大堀10番地	
		プリオ窓口センター	諏訪3丁目133番地	毎月中ごろの水曜日(プリオ休館日)及び年末年始(12/29～1/3)を除く日の午前10時～午後7時
		豊川公民館	西豊町2丁目225番地	月曜日(国民の祝日のときは前日の日曜日)、国民の祝日、年末年始(12/29～1/4)及びお盆(8/13～8/16)を除く日の午前9時～午後9時
		御油公民館	御油町美世賜185番地の1	
		牛久保公民館	牛久保町若子52番地の1	
	八南公民館	野口町縄手下23		
意見等の募集期間	平成23年2月1日(火)から3月2日(水)まで			
意見等の提出方法	以下のいずれかの方法により、提出してください。			
		方法	あて先	
		書面の直接持ち込み・郵便	〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所市民部地域安心課公共交通係	
		ファクシミリ	0533-89-2125	
		電子メール	chiikianshin@city.toyokawa.lg.jp	
	あいち簡易電子受付サービス	市ホームページ(http://www.city.toyokawa.lg.jp)		
	<p>書式は自由ですが、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名)並びに連絡先を明記してください。</p> <p>身体障害のある方などからの代筆による書面の提出や、視覚障害のある方などからの録音テープ、点字などの提出もお受けします。</p> <p>書面の直接持ち込みの場合は最終日の午後5時15分まで、それ以外の場合は最終日の消印(送信日時記録)のものまで受け付けます。</p> <p>電話など口頭による意見等の受付は、行いません。</p>			
いただいた意見等のお取り扱い	<p>いただいた意見等を十分考慮しながら計画を最終決定します。</p> <p>また、いただいた意見等を整理し、その内容(氏名など個人情報を除きます。)とそれに対する市の考え方などを、後日ホームページと上記閲覧場所で公表します。</p> <p>意見等をお寄せいただいた方に対する個別の回答は、行いません。</p> <p>政策等の案と関係のない意見等(政策等の案を補足するために公表した関連資料に対する意見等を含みます。)、単に賛否の結論だけを示した意見等、第三者を誹謗中傷するもの等については公表せず、市の考え方も示しません。</p>			
お問い合わせ先	<p>豊川市役所市民部地域安心課公共交通係</p> <p>電話 0533-89-2149</p> <p>お問い合わせの時間は、土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く日の午前8時30分～午後5時15分です。</p>			